



# 児童扶養手当の申請

## 児童扶養手当とは？

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親または母親と生計を共にしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）に対し、生活の安定と児童の健全な成長を願って支給される手当です。

## 児童扶養手当の申請は

### ①支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ていること）しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方（養育者が手当を受けることができます）。

※「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は20歳未満までとなります。

### ②児童扶養手当の額

【全部支給】 月額4万1020円

（平成26年4月1日現在）

### 【一部支給】

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定（月額4万1010

## 支給の対象となる児童

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き一年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が引き続き一年以上刑務所などに拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

円（9680円）されます。

※所得制限限度額以上の所得の場合、支給停止（0円）となります。

※対象児童が2人の場合は、5000円加算されます。3人目以降は、3000円ずつ加算されます。

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。平成27年中の引き下げの予定もあります。

### ③児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

### ④必要な書類

【認定請求書に必要な書類】 戸籍謄本や住民票などの添付が必要で

が、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、児童福祉課までお問い合わせください。

### ⑤所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

## 認定後の届け出義務

認定を受けた方は左記のような届け出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

### 【現況届】

現況届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなり、2年間この届を提出しないと資格を失います。また、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（提出の必要のある方には、6月に郵送しています。受給から5年経過するなどの要件に該当する場合、就労状況などを毎年確認します）を現況届に併せて提出してください。

※現況届は児童福祉課から郵送します。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期日内（8月中）に「案内」を提出してください。

忘れずに提出してください。

【資格喪失届】 次の場合は（下記参照）、手当を受ける資格がなくなりま

すので必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなります。

## 資格が喪失する場合

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・受給者や児童が公的年金を受けることになったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れた児童の父または母が帰宅したときなど

## 【その他の届出】

氏名・住所・支払金融機関変更届など

問 児童福祉課 ☎内線 1733

## 児童手当の現況届は提出済みですか？

現在、児童手当を受けている方は、6月以降の支給について、引き続き受給要件があるか確認するために、**現況届**を提出していただく必要があります。まだ提出されていない方は、**早急に児童福祉課へ提出願います。**

問 児童福祉課 ☎内線 1732、1733